

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

弊社では、日本証券業協会規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、お客様が初めて有価証券の売買、その他の取引に係る口座を開設される前に、お客様が暴力団や総会屋等の反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお受けすることとしております。

つきましては、下記文書をご確認いただき、ご同意のうえご署名をお願いいたします。ご署名をいただけない場合は、口座開設をお受けいたしかねますのでご了承ください。

SMB C日興証券株式会社 御中

ご記入日	20 年 月 日	[社用欄] 口座番号	—
------	-------------------	---------------	---

おなまえ (自署)	姓	名
--------------	---	---

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私は、現在、次の①のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約いたします。私が、次の①のイからへのいずれかに該当し、もしくは②のイからホに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との証券取引は停止され、または通知により口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

① 現在かつ将来にわたり次のイからへのいずれにも該当しないことの表明・確約

- イ.暴力団
- ロ.暴力団員
- ハ.暴力団準構成員
- ニ.暴力団関係企業
- ホ.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ヘ.その他イからホに準ずる者

② 自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないことの確約

- イ.暴力的な要求行為
- ロ.法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ホ.その他イからニに準ずる行為

【社用欄】

受付日	20 年 月 日	[備考]
-----	-------------------	------

事務管理者	営業管理者	受付者